

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

令和 8 年 5 月 29 日
公立大学法人岩手県立大学

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 27 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公表します。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	100%	100%	100%

※ 新規学卒者等を条件とする募集以外の募集による採用者数／全採用者数
当法人では、新卒・既卒といった条件を設けず、採用活動を行っております。